

11:44受

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第20767報)

2020年2月3日 11時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第20743報他でお知らせしたとおり, 3号機の原子炉注水設備については, 3号機燃料デブリ冷却状況の確認試験のため, 原子炉注水を停止するのに伴い, 特定原子力施設に係る実施計画に定める運転上の制限「原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること」を満足しなくなることから本日10時05分より特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ特定原子炉施設の保安」第1編第32条(保全作業を実施する場合)第1項を適用し, 本日10時31分, 原子炉注水量を以下のとおり変更しました。</p> <p><原子炉注水停止操作> 3号機 炉心スプレイ系原子炉注水量 : 2.9m³/h → 0m³/h</p> <p>なお, 上記注水停止時刻の約48時間後に注水再開を予定しています。</p> <p>【公表区分: E】</p>
※添付の有・無	無
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

15:23受

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第20768報)

2020年2月3日15時15分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>6号機使用済燃料プール(以下、「SFP」という。)については、使用済燃料プール冷却浄化系(以下、「FPC系」という。)にて冷却していますが、タービン建屋補機冷却系の点検において、補助海水系の停止を伴う作業を行うことから、SFP冷却をFPC系から残留熱除去系(以下「RHR系」という。)による冷却へ切り替えを行い、点検後は、SFP冷却をRHR系よりFPC系による冷却に戻します。</p> <p>切替予定は以下の通りです。</p> <p>2/4 9:00 ~ 17:00 (約8時間停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FPC系からRHR系非常時熱負荷モードに切り替え ・冷却停止中のSFP水温度上昇は約1.5℃と評価(温度上昇率:約0.187℃/h) <p>2/7 9:00 ~ 18:00 (約9時間停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RHR系非常時熱負荷モードからFPC系に切り替え ・冷却停止中のSFP水温度上昇は約1.7℃と評価(温度上昇率:約0.187℃/h) <p>本日13時現在のSFP水温度は、17.9℃です。 実績については、別途お知らせします。</p> <p>【公表区分:その他】</p> <p>※添付の有・<input checked="" type="radio"/>無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

15:23 受

様式9-1(1/2)

1/5

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第20769報)

2020年 2月 3日 15時 15分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原2-2
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [2月3日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果 [採取日 2月2日] ・福島第一原子力発電所構内排水路分析結果 [採取日 2月2日] ・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水 [採取日 2月2日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有)・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2020年2月3日 11:00現在

(留意事項)
 各計測器については、地震やその他の事故直後の影響を受けて、測定の使用信頼条件を
 超えているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存在している。
 プラントの状態を把握するに際し、このような計測器の不確かさを考慮し、追加の
 の計測器から得られる情報を使用して変化の趋势にも着目して総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.8 m ³ /h ※7 CS系: 1.3 m ³ /h ※7 (2/3 11:00 現在)	給水系: 1.8 m ³ /h ※7 CS系: 2.3 m ³ /h ※7 (2/3 11:00 現在)	給水系: 0.0 m ³ /h ※7 CS系: 0.0 m ³ /h ※7 (2/3 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 16.0 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 15.8 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 15.8 °C (2/3 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 19.5 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 18.8 °C (2/3 11:00 現在)	スカーション上部温度 (TE-2-3-69F1): 19.8 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 18.6 °C (2/3 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 16.1 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 15.8 °C (2/3 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 20.1 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 19.4 °C (2/3 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 20.3 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 18.3 °C (2/3 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.37 kPa g (2/3 11:00 現在)	3.10 kPa g (2/3 11:00 現在)	0.40 kPa g (2/3 11:00 現在)	
空系系入流量 ※3	RPV (RVH+A): - Nm ³ /h (RVH-B): 15.38 Nm ³ /h (JP-A): 15.22 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (2/3 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.80 Nm ³ /h RPV-B: 6.78 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (2/3 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.51 Nm ³ /h RPV-B: 8.49 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (2/3 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	26.9 m ³ /h (2/3 11:00 現在)	16.90 Nm ³ /h (2/3 11:00 現在)	20.21 Nm ³ /h (2/3 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (2/3 11:00 現在)	A系: 0.03 vol% B系: 0.03 vol% (2/3 11:00 現在)	A系: 0.13 vol% B系: 0.12 vol% (2/3 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.05E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.90E-04 B系: 指示値 9.90E-04 検出限界値 3.40E-04 (2/3 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.5E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.4E-01 Ba/cm ³ (2/3 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 2.1E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 2.2E-01 Ba/cm ³ (2/3 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	19.6 °C ※6 (2/3 11:00 現在)	19.0 °C (2/3 11:00 現在)	18.2 °C (2/3 11:00 現在)	※5 (2/3 11:00 現在)
FPC 残液カ 水位	3.75 m ※6 (2/3 11:00 現在)	4.30 m (2/3 11:00 現在)	3.39 m (2/3 11:00 現在)	44.2 X100mm (2/3 11:00 現在)

(注) 測定に使用する単位
 ※1: 指示値がマイナスの場合は0.0%と記載する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測精度によりマイナス値が示される場合があるため)
 ※2: 原子炉格納容器内放射能濃度の単位は、Ba/cm³と記載する。
 ※3: 原子炉格納容器内放射能濃度の単位は、Ba/cm³と記載する。
 ※4: 原子炉格納容器内放射能濃度の単位は、Ba/cm³と記載する。
 ※5: 使用済燃料プール水温度の単位は、°Cと記載する。
 ※6: 使用済燃料プール水位の単位は、mと記載する。
 ※7: 作業者に、原子炉注水流量異常

※4: 原子炉格納容器内放射能濃度の単位は、Ba/cm³と記載する。
 ※5: 4号機使用済燃料プール水温度の単位は、°Cと記載する。
 ※6: 1号機使用済燃料プール水位の単位は、mと記載する。
 ※7: 作業者に、原子炉注水流量異常

2/5

3/5

集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果

2020年2月3日

I-131 (Bq/L)

Table with 19 columns (1/19 to 1/29) and 10 rows of data for I-131 concentration measurements at various locations.

Cs-134 (Bq/L)

Table with 19 columns (1/19 to 1/29) and 10 rows of data for Cs-134 concentration measurements at various locations.

Cs-137 (Bq/L)

Table with 19 columns (1/19 to 1/29) and 10 rows of data for Cs-137 concentration measurements at various locations.

- 測定場所
①4号T/B建屋南東
②プロセス主建屋北東
③プロセス主建屋南東
④プロセス主建屋南西
⑤焼却工務建屋西側
⑥サイトハンカ建屋南西
⑦焼却工務建屋西側
⑧焼却工務建屋南東
⑨サイトハンカ建屋南東

※I-131はサンプリング測定を省略していないことを示す。
※⑥は④が採取不可となったため、地下水高の上流側として選定し、週1回程度の頻度で測定(2011/4/29~)
※⑦は地下水高の下流側であることから、追加で測定(2011/5/26~)
※⑧を追加で測定(2011/5/30~)
※⑨を追加で測定(2011/8/2~)
※⑩は検出限界未満を示し、() 内に検出限界値を示す。

4/5

2020年2月3日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一 廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所構内排水路分析結果

単位: Bq/L

	A排水路			物揚場排水路		
	1月31日	2月1日	2月2日	1月31日	2月1日	2月2日
採取日	7:42	7:40	7:30	7:47	7:45	7:35
採取時刻	0	0	0	0	0	0
降雨量 (mm/日)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中
流量 (m ³ /秒)	ND(0.70)	ND(0.64)	ND(0.91)	ND(0.81)	ND(0.74)	ND(0.44)
Cs-134 (約2年)	6.8	7.7	7.6	3.1	1.5	1.4
Cs-137 (約30年)	15	13	15	8.6	ND(2.8)	3.5
全β	-	-	-	-	-	-
H-3 (約12年)	-	-	-	-	-	-

単位: Bq/L

	K排水路			BC排水路		
	1月31日	2月1日	2月2日	1月31日	2月1日	2月2日
採取日	6:00	7:10	6:00	6:00	6:00	6:00
採取時刻	0	0	0	0	0	0
降雨量 (mm/日)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中
流量 (m ³ /秒)	2.1	1.2	1.0	ND(0.57)	ND(0.67)	ND(0.58)
Cs-134 (約2年)	32	19	13	ND(0.78)	ND(0.86)	ND(0.78)
Cs-137 (約30年)	47	29	18	3.9	ND(3.1)	ND(3.0)
全β	-	-	-	-	-	-
H-3 (約12年)	-	-	-	-	-	-

* 太枠内が今回公表データ。他は2月2日までにお知らせ済み。

* 測定対象外の項目は「-」と記す。

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

2020年2月3日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水

単位: Bq/L

	福島第一 5.6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東海線北側)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2) ^(注)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日		
採取時刻	7:50	7:40	7:25	7:05	7:10	6:40	7:08	7:06		
Cs-134 (約2年)	ND(0.73)	ND(0.51)	ND(0.56)	ND(0.55)	ND(0.59)	ND(0.81)	ND(0.52)	ND(0.30)	60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.53)	ND(0.49)	0.50	0.81	3.7	ND(0.53)	0.61	0.40	90	10
全β	—	ND(14)	ND(14)	ND(14)	ND(14)	15	19	ND(13)		
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	分析中	—	—	60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

単位: Bq/L

	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日	2月2日		
採取時刻	7:02	7:04	7:10	7:12	7:10	7:12	7:08	7:06	7:06		
Cs-134 (約2年)	ND(0.36)	ND(0.23)	ND(0.28)	ND(0.48)	ND(0.28)	ND(0.48)	ND(0.52)	ND(0.30)	ND(0.30)	60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.32)	0.37	ND(0.35)	0.59	ND(0.35)	0.59	0.61	0.40	0.40	90	10
全β	19	14	15	15	15	15	19	ND(13)	ND(13)		
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 測定対象外の項目は「—」と記す。

* 物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

(注) 地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている(2014年10月19日以降)。

* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第1第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

5/5

15:59受

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第20770報)

2020年 2月 3日 15時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原2-2																																																												
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所																																																												
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)																																																												
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)																																																												
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第20747報他でお知らせした、2号機タービン建屋北東エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を一時的に越えていた事象について、2号機タービン建屋近傍のサブドレン水の分析を実施しましたので、以下のとおりお知らせします。</p> <p><2号機タービン建屋北東エリアのサブドレン水分析結果> [採取日 2月3日]</p> <p>サブドレンNo</p> <table border="0"> <tr> <td>No. 1</td> <td>: Cs-134</td> <td>7.0 Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>1.5 × 10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 21</td> <td>: Cs-134</td> <td>検出限界値未満 (<5.7 Bq/L)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>5.2 × 10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 22</td> <td>: Cs-134</td> <td>2.9 × 10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>4.7 × 10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 23</td> <td>: Cs-134</td> <td>1.3 × 10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>2.0 × 10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 24</td> <td>: Cs-134</td> <td>1.8 × 10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>3.6 × 10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 25</td> <td>: Cs-134</td> <td>検出限界値未満 (<5.5 Bq/L)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>1.1 × 10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 26</td> <td>: Cs-134</td> <td>5.7 Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>9.9 × 10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 27</td> <td>: Cs-134</td> <td>9.4 × 10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>1.7 × 10³ Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 33</td> <td>: Cs-134</td> <td>検出限界値未満 (<4.9 Bq/L)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>1.3 × 10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 34</td> <td>: Cs-134</td> <td>検出限界値未満 (<5.5 Bq/L)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cs-137</td> <td>7.6 × 10¹ Bq/L</td> </tr> </table> <p>引き続き監視を強化し定期的にサンプリングを実施していきます。</p> <p>【公表区分: B 統】</p> <p>※添付の有・無</p>	No. 1	: Cs-134	7.0 Bq/L		Cs-137	1.5 × 10 ² Bq/L	No. 21	: Cs-134	検出限界値未満 (<5.7 Bq/L)		Cs-137	5.2 × 10 ¹ Bq/L	No. 22	: Cs-134	2.9 × 10 ¹ Bq/L		Cs-137	4.7 × 10 ² Bq/L	No. 23	: Cs-134	1.3 × 10 ¹ Bq/L		Cs-137	2.0 × 10 ² Bq/L	No. 24	: Cs-134	1.8 × 10 ¹ Bq/L		Cs-137	3.6 × 10 ² Bq/L	No. 25	: Cs-134	検出限界値未満 (<5.5 Bq/L)		Cs-137	1.1 × 10 ² Bq/L	No. 26	: Cs-134	5.7 Bq/L		Cs-137	9.9 × 10 ¹ Bq/L	No. 27	: Cs-134	9.4 × 10 ¹ Bq/L		Cs-137	1.7 × 10 ³ Bq/L	No. 33	: Cs-134	検出限界値未満 (<4.9 Bq/L)		Cs-137	1.3 × 10 ¹ Bq/L	No. 34	: Cs-134	検出限界値未満 (<5.5 Bq/L)		Cs-137	7.6 × 10 ¹ Bq/L
No. 1	: Cs-134	7.0 Bq/L																																																											
	Cs-137	1.5 × 10 ² Bq/L																																																											
No. 21	: Cs-134	検出限界値未満 (<5.7 Bq/L)																																																											
	Cs-137	5.2 × 10 ¹ Bq/L																																																											
No. 22	: Cs-134	2.9 × 10 ¹ Bq/L																																																											
	Cs-137	4.7 × 10 ² Bq/L																																																											
No. 23	: Cs-134	1.3 × 10 ¹ Bq/L																																																											
	Cs-137	2.0 × 10 ² Bq/L																																																											
No. 24	: Cs-134	1.8 × 10 ¹ Bq/L																																																											
	Cs-137	3.6 × 10 ² Bq/L																																																											
No. 25	: Cs-134	検出限界値未満 (<5.5 Bq/L)																																																											
	Cs-137	1.1 × 10 ² Bq/L																																																											
No. 26	: Cs-134	5.7 Bq/L																																																											
	Cs-137	9.9 × 10 ¹ Bq/L																																																											
No. 27	: Cs-134	9.4 × 10 ¹ Bq/L																																																											
	Cs-137	1.7 × 10 ³ Bq/L																																																											
No. 33	: Cs-134	検出限界値未満 (<4.9 Bq/L)																																																											
	Cs-137	1.3 × 10 ¹ Bq/L																																																											
No. 34	: Cs-134	検出限界値未満 (<5.5 Bq/L)																																																											
	Cs-137	7.6 × 10 ¹ Bq/L																																																											
その他の事項の対応(注3)	なし																																																												

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

17:10受

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第20771報)

2020年2月3日17時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第20747報他にてお知らせした、2号機タービン建屋北東エリア(以下、「当該エリア」という。)の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えていることについて、その後の状況をお知らせします。</p> <p>本日15時46分、当該エリアの建屋滞留水移送が完了したことから、実施計画第1編第26条(建屋に貯留する滞留水)表26-2で定める運転上の制限「2号機タービン建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」について16時47分当直長が運転上の制限からの復帰を判断いたしました。</p> <p>なお、準備が整い次第、サブドレンの汲み上げを再開いたします。</p> <p>また、引き続き当該エリア近傍のサブドレンピットのサンプリングを定期的実施していきます。</p> <p>【公表区分：B続】</p>
※添付の有・無	無
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。